

会 議 録

- 1 会議の名称 令和3年度 第2回熊取町下水道事業経営委員会
- 2 開催日時 令和3年11月17日(水)午後3時～午後5時
- 3 開催場所 熊取町役場 北館3階 大会議室
- 4 議題 案件1 令和2年度決算報告について
案件2 使用料の見直し検討について
- 5 公開・非公開の別 公開
- 6 傍聴者数 0人
- 7 審議等の概要 **案件1 令和2年度決算報告について**

事務局より令和2年度決算について説明を行った。説明に関する主な質疑応答は下記のとおり。

・「当期純利益」はどのように取り扱うのか。

⇒ 議会にお諮りした上で、資本的収支の不足分に補填できるよう「減債積立金」に積み上げ、翌年度の補填財源に充てている。長期に渡って積み上がっていくものではない。

・污水管及び雨水管の年間布設延長について、町施工の污水管は前年度と比較して距離的に伸びている一方、民間開発の雨水管、污水管はともにマイナスとなっているが、このマイナス自体よるに大きな影響や問題はないのか。

⇒ 年度によって民間開発が多い年、少ない年があるが、それによる影響や問題はない。

・下水道普及率は上昇しているが、今後の見通しはどうか。

⇒ 普及率は今後も上昇し、100%を目指す。

ただし、有収水量については、町の人口や1人あたりの使用水量が減少する反面、新型コロナウイルスの影響や新規の大口利用者の増加により非常に読みにくい状況である。

・工事費用を投資して、今後も下水道整備を行うのか浄化槽も併用していくのか。

⇒ 全体計画として、市街化調整区域も含む計画となってい

る。本町の調整区域は、地区に近接する道路に既に公共下水道が整備されているなどの状況、浄化槽の場合は個人負担の維持管理のほか、し尿処理場の維持管理費が別途必要になることや停電の場合に処理できなくなることから公共下水道整備としている。

・水道事業が大阪広域水道企業団に統合されたことによる工事コストへの影響はあるのか。

⇒ 昨年までは（同一組織のため）設計書を併せての発注と
していたが、今年度から熊取町が発注した工事に対して、
大阪広域水道企業団が随意契約を締結するという形式と
なり工事規模による諸経費の軽減が少なくなり、若干割
高になっている。

案件2 使用料の見直し検討について

事務局より、配布資料に基づいて説明を行った。説明に関する主な質疑応答は下記のとおり。

・「資産維持費」の考え方について、45%は長期前受金の戻し入れ控除部分とされているが、これは受贈財産または国庫補助が得られる分と考えてよいのか。

⇒ 国庫補助の割合として考えていただきたい。

・減価償却費を10年間で約2億6,000万円としているが、減価償却費については、耐用年数20年のものについては20年間で償却を行い、20年経過すれば繰り返されるため減価償却費が継続してかかってくるものと見てよいのか。

⇒ そのとおり。

今後の物価上昇を見込めば、減価償却費は同等の額で続く
ものではなく、さらに増加していくものと考えている。

・使用料見直しのシミュレーションについては、平均ではなく、データの中心値、いわゆる階層分析や偏差値のような考え方で、様々な料金パターンを試した結果、どれくらいの使用料がかかるのかを検討してもらいたい。

⇒ 第1回委員会でも触れたボリュームゾーンについて、色々なパターンを見ながら検討する必要があると考えている。

・堺市以南の使用料の水量による累進率を見たところ、10倍以上くらい累進率が異なるところもある。これは大口の使用者はその分、下水道の処理能力に負荷をかけているという考え方によるものか。

⇒ 下水道計画では口径を面積あたりで決定しているため、水道のような口径の増加はない。

政策的に、大口の事業所（使用者）があれば、そこから取るという傾向が見受けられる。

しかし、大口の使用者の負担が大きいと、それがなくなった時に、他の使用者の負担が逆に大きくなってしまふこと、また町が良好な住宅環境という特性によってベットタウンとしてきたことを考慮すると、本町の使用料は使用者全員で支えていくような、逡増度も守りながら料金設定が在るべき姿と考えられる。

・下水道使用料は現状、取るべきところから取れているのか。

⇒ 令和2年度ベースでは99.44%の徴収率となっている。

・下水道使用料改定をした場合のシミュレーションについて、資料では令和5年度に約7,300万円の純利益が出るという結果になっているが、一方で資本的収支で基準外繰入をしており、それを返還することとなっている。この仕組みについて説明してもらいたい。

⇒ 熊取町下水道事業では、現金の不足分が発生した際に町の一般会計から基準外繰入を行い、決算時に清算を行った際、必要以上の繰入となった部分については翌年度に変換するというルールで運用している。例えば、令和5年度のシミュレーションにおいて、約7,300万円の純利益が出ているものの、同年度に見込んでいる基準外繰入4,700万円は翌年度に返還する必要があるため、実際にはその差額相

応分である約2,600万円が現金の余裕分として生まれていることになる。

・令和2年度は基準外繰入を行ったのか。

⇒ (決算上は) 行っている。

・(現状シミュレーションでの基本料金650円と近隣市町の基本料金との差に関する説明等を受けて) 住民の皆さんにとって、650円という基本料金は高いと感じるのか、あるいは安いと思われるのか。

⇒ 次回委員会において、具体的な世帯員数を設定した上でのシミュレーション結果を示した上で、様々なご意見をいただきたいと考えている。

・一般会計から財源をどれだけつぎ込むかで下水道使用料が変わるのであって今後、収支計画を見直すとバランスが取れなくなってくるところが出てくると思われる。熊取町の使用料見直しにあたって、どういう見直しを考えているかを示すことが住民の皆さんが納得する一つの要素になるのではないか。

・堺市はおそらく経費回収率100%となる料金設定であるが、大阪府南部に行くほど一般財源をかなり入れていたと記憶している。国が公営企業会計化をする方針を出しているので、大阪府南部の市町の下水道使用料が下がることなく、今後、汚水処理に係る費用は、一般財源をどんどん入れて通常の福祉を抑えることで賄っていくものではなく、汚水を流している使用者が負担するべきものとしていく方向になっていくだろう。その時の上がり幅が一般財源を多く入れてるところほど、大きくなる。

⇒ 公営企業となることは独立採算を求められるということで、町では昨年度に下水道経営ビジョンを策定し、料金改定に取り掛かっているところであり、近隣市町もそのような状況になってくると思われる。しかし、それぞれの市

町によっては財政状況が異なり、一般会計からの繰入も継続することも考えられるため、使用料を改定しないことも見込まれる。そのため、市町の単純比較は難しいものの、一定のバランスは考慮しながら、シミュレーションを行いたいと考えている。

8 審議会の情報

名称	熊取町下水道事業経営委員会
根拠法令等	熊取町下水道事業経営委員会規則
設置期間	令和元年8月1日
所掌事項	<ul style="list-style-type: none">・下水道事業の経営に関する計画策定の調査及び検討に関すること・計画の目標達成状況の点検及び進行管理に関すること・下水道事業の業務の執行に関し、適正な運営を確保する観点から必要であると町長が判断した事項に関すること
委員数	6人

9 担当課

下水道課